

平成31年度 一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画

一般財団法人東北貸切バス適正化センター

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する巡回等指導の実施計画を立て、適正かつ公正に行うとともに、改善を必要とする事業者に対しては、きめ細かな指導を実施する。
なお、巡回等指導実施計画数は下表のとおりとする。
2. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する巡回指導を通じ、重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、過労運転、速度超過等を防止する啓発活動を行う。
3. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、関係法令等の周知を行うことにより、コンプライアンス体制の確立を図る。
4. 一般貸切旅客自動車運送事業者以外の者による、一般貸切旅客自動車運送事業を営む行為の防止を図るための啓発活動を行う。
5. 旅客から寄せられる苦情等の受付に対応し、適切、迅速な処理に努め、事業者指導等を行う。

巡回指導実施計画表

月	巡回実施可能日数	実施営業所数	県毎の実施営業所数	備考
4月	20日	25カ所	青森8. 岩手2. 秋田4. 宮城4. 山形2. 福島5	
5月	19日	23カ所	青森4. 岩手4. 秋田4. 宮城5. 山形1. 福島5	
6月	20日	35カ所	青森8. 岩手8. 秋田4. 宮城6. 山形4. 福島5	
7月	22日	37カ所	青森8. 岩手8. 秋田4. 宮城8. 山形4. 福島5	
8月	17日	31カ所	青森4. 岩手8. 秋田4. 宮城4. 山形3. 福島8	
9月	19日	35カ所	青森8. 岩手8. 秋田4. 宮城6. 山形4. 福島5	
10月	21日	36カ所	青森8. 岩手8. 秋田6. 宮城4. 山形4. 福島6	
11月	20日	33カ所	青森4. 岩手8. 秋田4. 宮城8. 山形4. 福島5	
12月	19日	30カ所	岩手8. 宮城8. 山形4. 福島10	
1月	19日	23カ所	岩手4. 宮城12. 福島7	
2月	19日	24カ所	宮城14. 福島10	
3月	21日	30カ所	岩手6. 宮城8. 山形4. 福島12	
計	236日	362カ所	青森52. 岩手72. 秋田34. 宮城87. 山形34. 福島83	

※ お盆期間及び年末年始の期間を含む、8月・12月・1月は巡回可能日数を少なく設定しています。